項において「計画の認定」という。）を受けた」を加え、「法第十条の五第四項第六号の地方活力向上地域において整備した同号に規定する」を「当該計画の認定に係る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条の六第八項に」を「第五条の六第十項第一号」を「第五条の六第十項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第五条の六第六項及び第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第二項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該個人が受けた地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定に係る特定業務施設（法第十条の五第四項第五号に規定する特定業務施設をいう。第四項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第五条の十二を削る。

第五条の十一中「第五条の六の三第十二項」を「第五条の六の四第十二項」に改め、同条第二号中「第五条の六の三第六項」を「第五条の六の四第六項」に改め、同条を第五条の十二とする。

第五条の十の次に次の一条を加える。

第五条の十一　法第十条の五の三第一項に規定する財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第八条第二項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とする。

2　施行令第五条の六の三第五項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第一項の規定による変更の認定を含む。）に係る同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写しとする。

第五条の十四中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第六条を削る。

第六条の二第一項中「第七条の二第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第七条の二第七項」を「第七条第五項」に改め、同項第一号中「第十四条の二第二項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改め、同号イ中「以下この項」を「次号イ」に改め、同号ロ中「第一項」を「前項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十四条の二第二項第三号」を「第十四条第二項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条を第六条とする。

第六条の三を第六条の二とする。

第十一条の三第五項中「合併親法人株式若しくは」を「合併親法人株式、」に、「又は所得税法」を「若しくは同令第百十三条の二第一項に規定する株式分配に係る同項に規定する完全子法人株式又は所得税法」に、「又は株式交換完全親法人」を「若しくは完全子法人株式又は株式交換完全親法人」に改め、同条第十二項中「又は分割承継親法人株式」を「、分割承継親法人株式又は完全子法人株式」に改め、同項第四号中「並びに」を「及び」に、「及び分割承継親法人」を「若しくは分割承継親法人又は同令第百十三条の二第三項に規定する現物分配法人及び同条第一項に規定する完全子法人」に改める。

第十三条の三第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　法第三十一条の二第二項第二号の二に掲げる土地等の譲渡　土地開発公社の当該土地等を同号イ又はロに掲げる土地等の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事業の用に供するために買い取つたものである旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。）

第十三条の三第十項第一号ハ中「（既に施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、当該認定した日。以下この項において同じ。）」を削り、「法第三十一条の二第二項第十二号」を「同条第二項第十二号」に、「書類」を「書類（既に施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十五項若しくは第二十六項の承認を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。）」に改め、同項第二号ニ及び第三号ロ中「書類」の下に「（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）」を加え、同条に次の二項を加える。

16　施行令第二十条の二第二十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第二十六項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十二項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一　第十二項第一号イに掲げる事項

二　当該確定優良住宅地造成等事業について、法第三十一条の二第七項の特定非常災害として指定された非常災害により当該予定期間内に施行令第二十条の二第二十六項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

三　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

四　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二第二十六項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる年月日

五　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二第二十三項、第二十五項又は第二十六項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二十四項から第二十六項までに規定する所轄税務署長が認定した日

前項の場合において第十項に規定する書類を添付して確定申告書を提出した個人が、当該確定申告書を提出した後、法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき施行令第二十条の二第二十六項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該確定申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、同項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該通知に係る所轄税務署長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法第三十一条の二第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

17

第十三条の五第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第五項第三号イ中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削り、同項第四号の七から第四号の九までの規定中「を施行する者」を「の施行者」に改め、同項第五号の十中「第百九条第一項に規定する減価補償金」の下に「（以下この号及び次号において「減価補償金」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、「施行区域」の下に「（同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。次号において同じ。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

五の十一　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行する同法による被災市街地復興土地区画整理事業（以下第十七条の二までにおいて「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）で減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域内にある土地等　国土交通大臣（当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合には、都道府県知事。以下この号において同じ。）の当該被災市街地復興土地区画整理事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業となることが確実であると認められる旨を証する書類及び当該被災市街地復興土地区画整理事業の用地に充てるための土地等の買取りにつき国土交通大臣の承認を受けて当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある当該土地等を買い取つた旨を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者に代わり、当該施行者以外の者が当該土地等の買取りをする場合には、当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）

五の十二　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地等　国土交通大臣の次に掲げる事項を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに当該第二種市街地再開発事業の施行者の名称及び所在地（当該第二種市街地再開発事業の施行者に代わり、当該施行者以外の者が当該土地等の買取りをする者の名称及び所在地並びに当該買取りをする場合には、当該施行者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。）